

# 具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 23

発行：山口県教育委員会

令和6年5月27日

## 1 テーマ 「公務員の信用失墜行為について」

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務する公務員については、その地位の特殊性に基づき一般の国民以上に高度の行動規範が求められます。地方公務員法では、職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をすることを禁じられており、地方公務員である教職員にも、当然、当該規定が適用されることとなります。

しかしながら、本県や全国の教職員の不祥事が連日報道されており、こうした一部の教職員による非違行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、熱心に教育活動に従事する大多数の教職員の士気や尊厳にも多大な影響が生じています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちの教育活動に携わる公務員として、自身の日頃の意識や行動についてあらためて確認しておきましょう。

## 2 関係法令

- すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。〔憲法第15条〕
- すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。〔地公法第30条〕
- 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。〔地公法第33条〕

## 3 近年に発生した公務員による不祥事事例（当事者の認識の甘さ、無自覚等により発生したと考えられる事例）※一部要約、変更あり

### 【事例1】

教諭Aは、顧問を務める部活動の生徒3名に対して、SNS上で「こんな自己中なやつは二度と試合につかわない」「悪いこと言わないから転部しろ」などと名指しで書き込みをした。

### 【事例2】

教諭Bは、約5年間にわたり、動画配信サイトを利用して、ヒット曲のカバーソングを自身の歌声でライブ配信し、視聴者から「投げ銭」システムにより報酬（約160万円）を得た。

### 【事例3】

教諭Cは、コンビニエンスストアにおいて、コーヒーのレギュラーサイズ（110円）を注文したにもかかわらず、ラージサイズ（180円）の量をカップに入れたとして、窃盗の疑いで書類送検された。（約半年の間、複数の店舗で同様の行為を繰り返していた。）

## 4 公務員として、自身の意識や行動をチェックしてみましょう☑

- 公務員は、「全体の奉仕者」であり、児童生徒や保護者だけでなく、広く国民に対して奉仕すべき立場にあることを理解している。
  - 公務員は、勤務時間内において、職員が職務を遂行するに当たり守らなければならない職務上の義務と、勤務時間の内外を問わず、公務員としての身分を持つがゆえに守らなければならない身分上の義務を有していることを理解している。
  - 勤務時間の内外を問わず、「この程度なら問題ないだろう」「周りに知られなければ問題ないだろう」などと考えることなく、公務員として高い倫理観をもって行動している。
  - 教職員が不祥事を起こした場合、教育を成り立たせている信頼関係は損なわれ、児童生徒や保護者のみならず、県民の教育への信頼が失墜し、学校の教育活動に大きな影響が生じることを理解している。
  - 教職員が公務員としてふさわしくない非行を行った場合、任命権者（県教委）は公務における規律と秩序を維持することを目的としてその責任を確認し、非違行為の態様や信用失墜の度合い等に応じて、「懲戒処分の指針」に基づき懲戒処分等を行うことを理解している。
- ※ 懲戒処分の場合、原則として、当事者の学校名や氏名等を公表（臨時的任用職員及び会計年度任用職員（非常勤講師、ALT、スクールカウンセラー、部活動指導員、介助員、調理員、教員業務支援員等）を含む）